

令和 5 年度
(2023 年度)

市民相談の記録

日野市

目

次

1	市民相談開催状況	1
(1)	市民相談で行われている相談	1
2	特別相談	2
(1)	特別相談利用状況（総合市民相談を含む）	2
(2)	法律相談	3
(3)	人権身の上相談	4
(4)	交通事故相談	4
(5)	行政相談	5
(6)	登記相談	6
(7)	税務相談	7
(8)	不動産相談	8
(9)	相続・遺言等暮らしの書類作成相談	8
(10)	年金・社会保険・労務相談	9
(11)	特別相談年度別利用状況（総合市民相談を除く）	10
3	総合市民相談利用状況	11
4	一般市民相談利用状況	11
(1)	相談別件数	11
(2)	「おくやみ」窓口案内・ハンドブック配布	11
5	憲法記念日行事	11

6	市長相談	12
(1)	相談件数	12
(2)	市長相談内容	12
7	請願・陳情処理	12
8	市民の声	13
(1)	請願・陳情・要望	13
(2)	市政にひとこと（カード・Eメール）	15
	市政にひとこと「要回答」主な内容	20

1. 市民相談開催状況

(1) 市民相談で行われている相談

内 容		相 談 日	相 談 員 ・ 担 当 者	時 間
市 政 一 般 相 談		月曜日～金曜日 (祝日を除く)	市 民 相 談 担 当 職 員	午前8時30分～午後5時15分
特 別 相 談	法 律 相 談 (多重債務含む)	毎月第1・4・5 月曜日 毎月第1・2・3・4 火曜日 毎月第3土曜日	東京三弁護士会多摩支部法律 相談センター所属弁護士	月曜日 午後1時30分～午後4時 火曜日 午前9時30分～午後4時 土曜日 午前9時30分～午後4時
	交 通 事 故 相 談	毎月第2金曜日	日弁連交通事故相談センター 東京支部所属弁護士	午後1時30分～午後4時
	行 政 相 談	毎月第1金曜日	行 政 相 談 委 員	午後1時30分～午後4時
	登 記 相 談	毎月第1木曜日	東京司法書士会 多摩支部会員	午後1時30分～午後4時
	税 務 相 談	毎月第4水曜日	東京税理士会 日野支部会員	午前9時30分～午後4時 (ただし、2月を除く)
	不 動 産 相 談	毎月第3水曜日	東京都宅地建物取引業協会 南多摩支部会員	午後1時30分～午後4時
	相続・遺言等暮らしの 書類作成相談	毎月第1金曜日 第3木曜日	東京都行政書士会 八王子支部会員	午後1時30分～午後4時
	年金・社会保険・労務 ※1	毎月第3金曜日	東京都社会保険労務士会 多摩支部会員	午後1時30分～午後4時

※1 令和3年度まで「労働相談」

2. 特別相談

(1) 特別相談利用状況（総合市民相談を含む）

相談名	種別	特別相談			総合市民相談（R5. 10. 13）			合計 相談件数	充足率
		相談回数	相談枠数	相談件数	相談回数	相談枠数	相談件数		
法律		88	643	607	1	8	8	615	94%
交通事故		11	44	22	1	4	1	23	48%
行政		11	44	0	1	4	0	0	0%
登記		11	44	44	1	12	11	55	98%
税務		10	100	100	1	8	8	108	100%
不動産		11	44	37	1	4	3	40	83%
相続・遺言等暮らしの 書類作成		23	92	79	1	8	8	87	87%
年金・社会保険・労務 ※1		11	44	22	1	4	4	26	54%
職業 ※2					—	—	—	—	—
市政 ※2					—	—	—	—	—
合計		176	1,055	911	8	52	43	954	86%

※1 令和3年度まで「労働」

※2 コロナウイルス感染拡大防止の観点から来場者の集中を避けるため、実施しませんでした。

(2) 法律相談

市民の日常に生じる法律的な問題に、弁護士が相談に応じています。

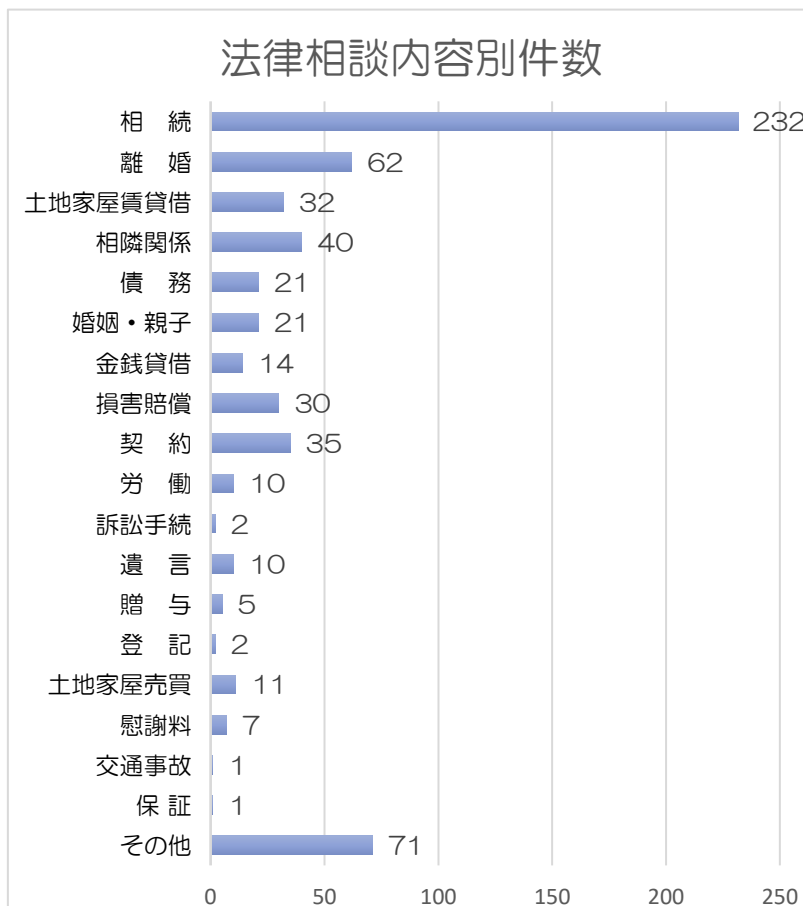
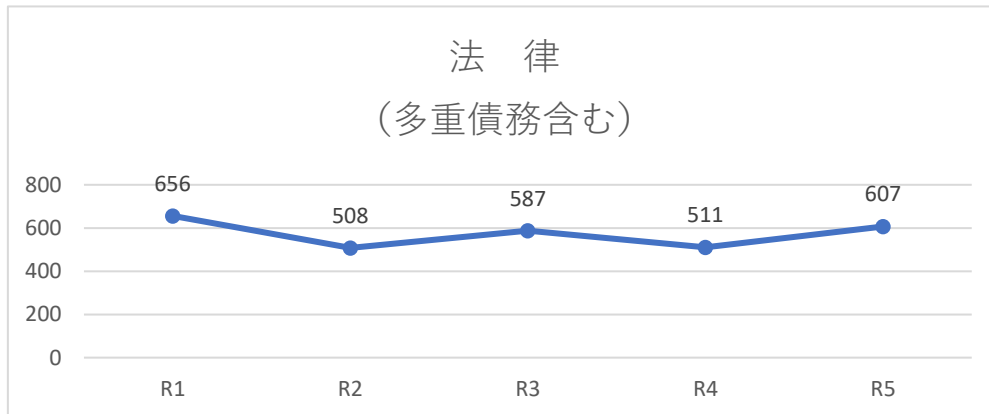
令和5年度の法律相談件数は、607件で、前年より96件増加しました。

内容別の主なものとして、相続関係232件（38%）、その他71件（12%）、離婚62件（10%）の順となっています。

【年度別件数 推移】

（単位：件）

R1	R2	R3	R4	R5
656	508	587	511	607



(3) 人権身の上相談

令和3年度より本事業は平和と人権課へ移管されました。

【年度別件数 推移】

(単位：件)

R1	R2	R3	R4	R5
33	0			

(4) 交通事故相談

交通事故の被害者または加害者の損害賠償問題、示談の方法、保険の手続きなど、交通事故に関する問題について、弁護士が相談に応じています。

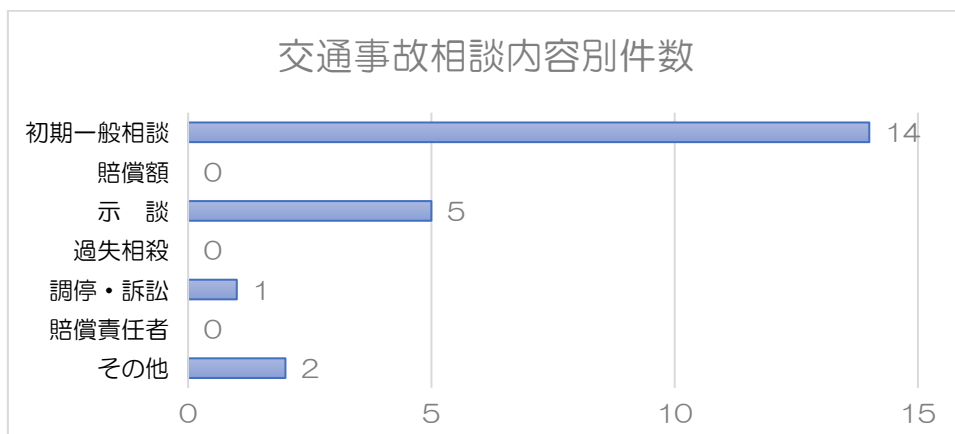
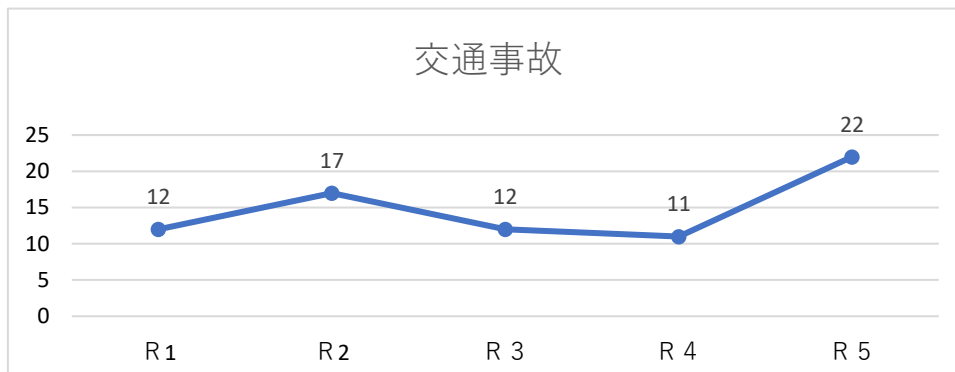
令和5年度の交通事故相談件数は22件で、前年より11件増加しました。

内容別の主なものとして、初期一般14件(64%)、示談5件(23%)、その他2件(9%)の順となっています。

【年度別件数 推移】

(単位：件)

R1	R2	R3	R4	R5
12	17	12	11	22



(5) 行政相談

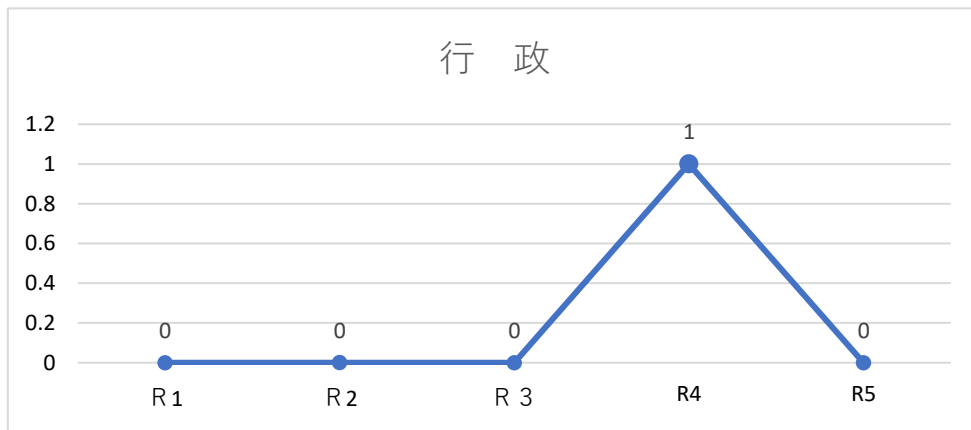
総務省から委嘱された4名の行政相談委員が交替で相談にあっており、官公庁に対する要望・意見などの相談に応じています。

令和5年度の行政相談件数は0件でした。

【年度別件数 推移】

(単位：件)

R1	R2	R3	R4	R5
0	0	0	1	0



【行政相談委員の活動】

- ・くらしと行政「総合市民相談」(行政相談週間中実施)
- ・日野市産業まつり特設会場での相談(中止)

【行政相談委員一覧】(令和6年3月31日現在)

氏 名
石 川 ちづ子
佐 野 栄 一
川 久 保 紀 子
堀 田 憲 司

(6) 登記相談

建物の新築、土地・建物の売買や相続・贈与、会社の設立や変更など不動産の権利に関する登記や法人登記について、司法書士が相談に応じています。

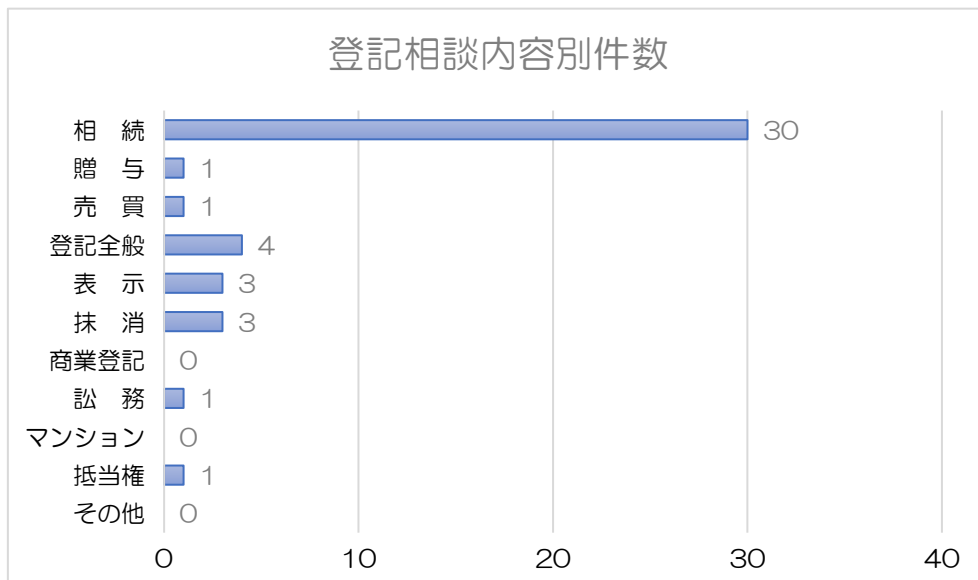
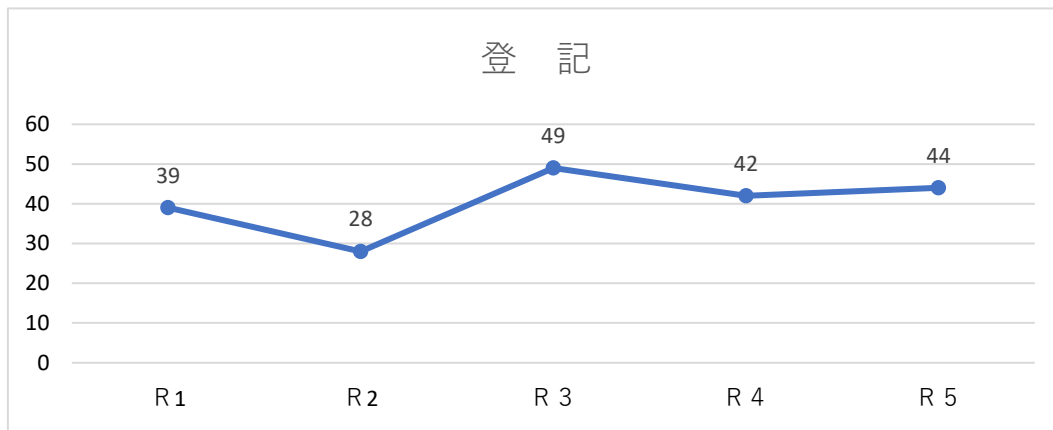
令和5年度の登記相談件数は44件で、前年より2件増加しました。

内容別の主なものとして、相続30件（68%）、登記全般4件（9%）、抹消・表示が各3件（各7%）、の順となっています。

【年度別件数 推移】

（単位：件）

R1	R2	R3	R4	R5
39	28	49	42	44



(7) 税務相談

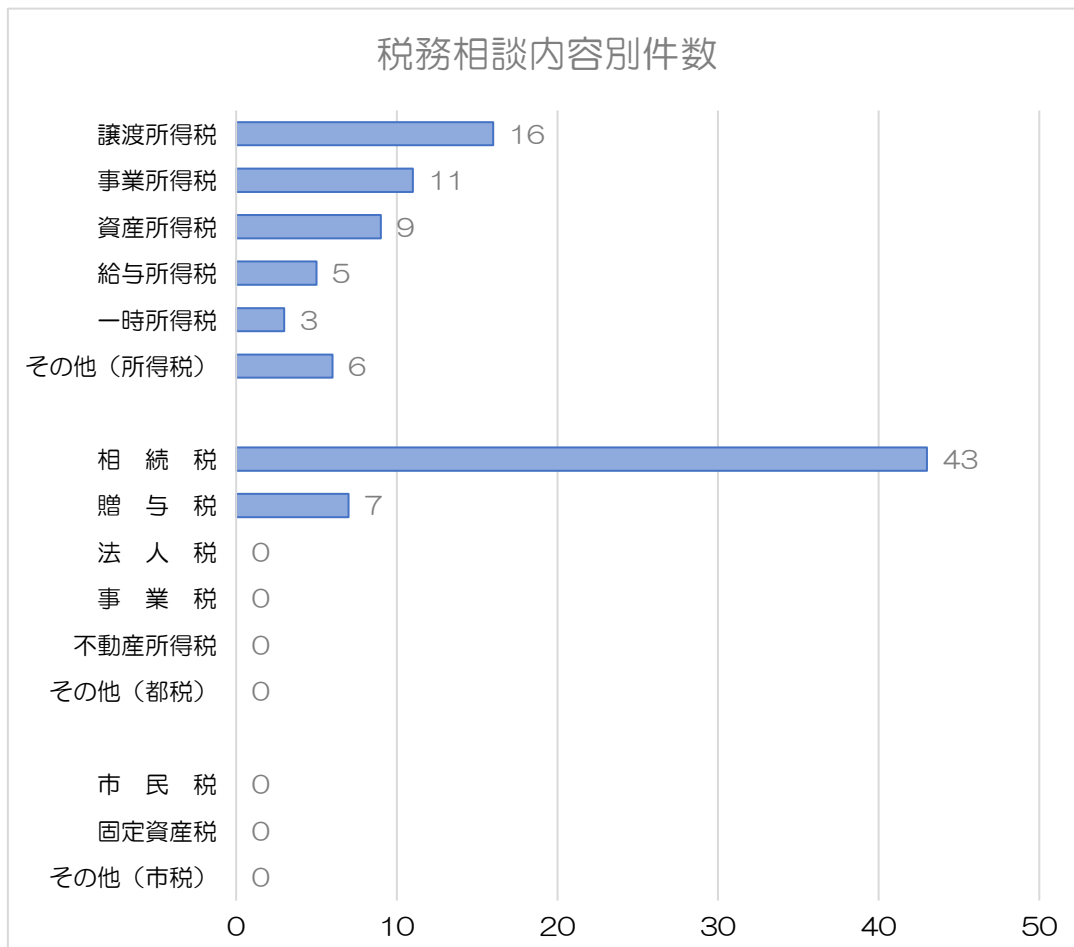
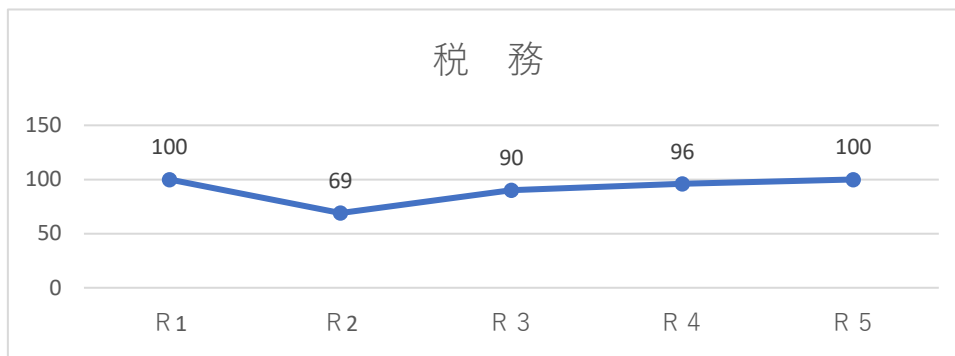
不動産の売買、遺産の相続や贈与の税金、所得税の控除など税金全般について税理士が相談に応じています。

令和5年度の税務相談件数は100件で、前年より4件増加しました。
内容別の主なものとして、相続税43件（43%）、譲渡所得税16件（16%）、事業所得税11件（11%）の順となっています。

【年度別件数 推移】

（単位：件）

R1	R2	R3	R4	R5
100	69	90	96	100



(8) 不動産相談

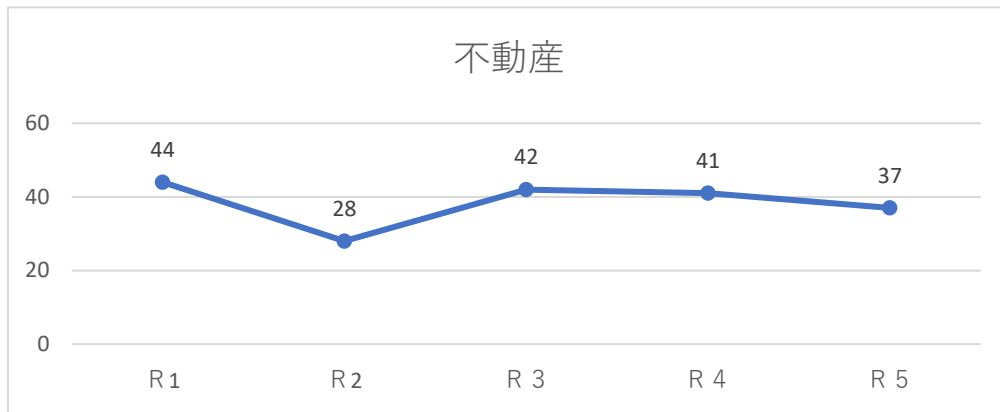
不動産の売買や賃貸借など不動産に関する問題について、宅地建物取引士が相談に応じています。

令和5年度の不動産相談件数は37件で、前年より4件減少しました。

【年度別件数 推移】

(単位：件)

R1	R2	R3	R4	R5
44	28	42	41	37



(9) 相続・遺言等暮らしの書類作成相談

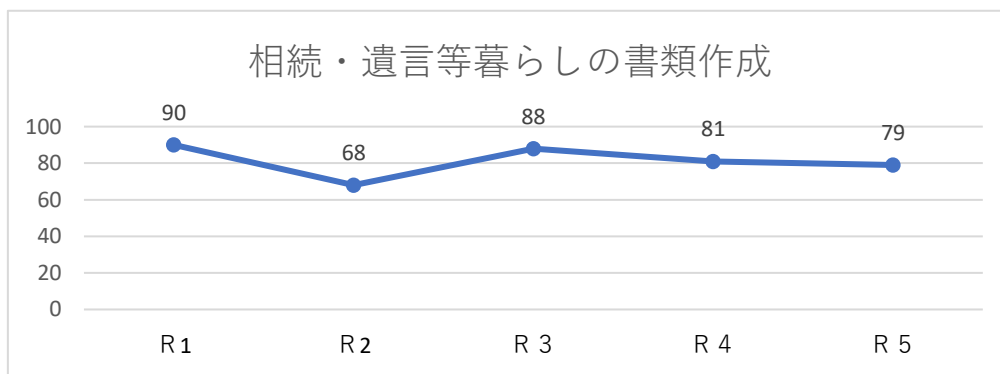
相続・遺言、許認可手続きなどの書類作成について、行政書士が相談に応じています。

令和5年度の相続・遺言等暮らしの書類作成相談件数は79件で、前年より2件減少しました。

【年度別件数 推移】

(単位：件)

R1	R2	R3	R4	R5
90	68	88	81	79



(10) 年金・社会保険・労務相談 ※令和3年度まで「労働相談」

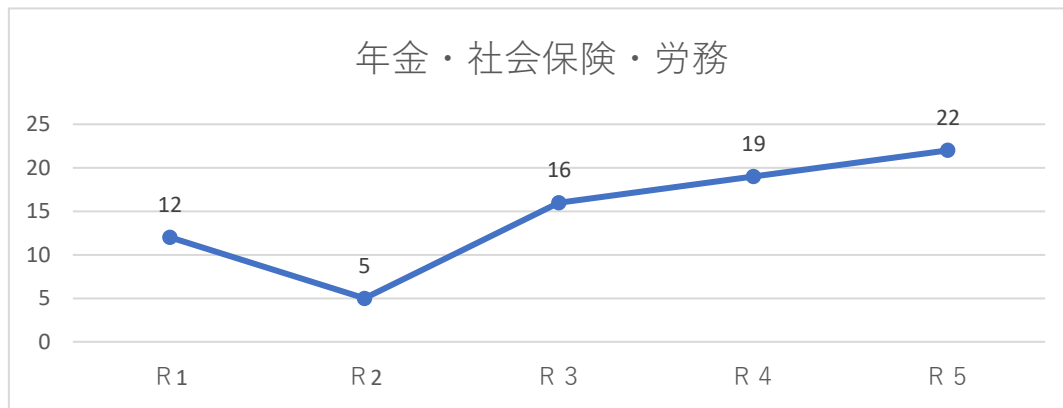
不当解雇、賃金不払い、セクハラ、労働契約などあらゆる職場のトラブルについて、社会保険労務士が相談に応じています。

令和5年度の年金・社会保険・労務相談件数は22件で、前年より3件増加しています。

【年度別件数 推移】

(単位：件)

R1	R2	R3	R4	R5
12	5	16	19	22



(11) 特別相談年度別利用状況（総合市民相談を除く）

（単位：件）

年度 相談名	令和元年度 [2019]	令和2年度 [2020]	令和3年度 [2021]	令和4年度 [2022]	令和5年度 [2023]
法 律 (多重債務含む)	656	508	587	511	607
人権身の上 (子供の相談含む)	33	0			
交 通 事 故	12	17	12	11	22
行 政	0	0	0	1	0
登 記	39	28	49	42	44
税 務	100	69	90	96	100
不 動 産	44	28	42	41	37
相続・遺言等暮らしの書類 作成	90	68	88	81	79
年金・社会保険・労務 ※1	12	5	16	19	22
合 計	986	723	884	802	911

※1 令和3年度まで「労働」

3. 総合市民相談利用状況

総務省の主催により、毎年10月に実施される「行政相談週間」の一環として、行政相談を含む特別相談業務について市民の理解と認識を深め、利用促進を目的として実施するものです。

日 時 令和5年10月13日（金） 午後1時15分～午後3時30分

会 場 日野市役所

内 容 くらしと行政「総合市民相談」

行政相談、法律相談他7相談

相談総件数 43件

相談名	法律	交通事故	行政	登記	税務	不動産	相続 遺言等 暮らしの 書類作成	年金 社会保険 労務※1	職業※2	市政※2	合計
件数	8	1	0	11	8	3	8	4			43

※1 令和3年度まで「労働」

※2 コロナウイルス感染拡大防止の観点から来場者の集中を避けるため、実施しませんでした。

注：人権身の上相談は、令和3年度より平和と人権課に移管されました。

4. 一般市民相談利用状況

(1) 相談別件数

相談別	市長相談 (8回開催)	相談 カード	電話 相談	来訪 相談	庁内案内	市民の声 (請願・陳情・要望)	Eメール	計
件数	2	89	1,336	1,693	21,274	35	411	24,840

(2) 「おくやみ」窓口案内・ハンドブック配布（令和2年5月より開始）

市役所での手続きを中心とした、お亡くなりになられた後の手続きについての冊子を作成。窓口では、来庁者と一緒に「おくやみハンドブック」のチェックリストを活用し、必要な手続きの確認をして担当部署をご案内しました。

窓口案内 : 706件

ハンドブック配布 : 281冊

5. 憲法記念日行事

令和3年度より平和と人権課に移管されました。

6. 市長相談

市民参画の市政を推進するため、市長が各地域にうかがって日野市政に対する要望・意見等をお聞きし、地域の問題解決に向けて行っている相談です。議会が開催される月（６・９・１２・３月）を除く月に開催します。

（１）相談件数：２件

（２）市長相談内容

（単位：件）

部名 相談内容	企画部	総務部	市民部	環境共生部	まちづくり部	健康福祉部	子ども部	教育部	市立病院	計
くらし										0
福祉										0
仕事										0
生活環境					1					1
すまい										0
子育て										0
その他						1				1
合計	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2

7. 請願・陳情処理

市議会定例会（年４回開催）で採択された請願・陳情について、地方自治法第１２５条に基づき送付されたものについて、担当部署からその後の措置状況を取りまとめ、請願処理状況報告書として年２回市議会に報告します。

（１）第１回定例会採択分

番号及び採択日	件名
請願第５-３号	保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願
３月２２日	

（２）第２回定例会採択分：採択された請願なし

（３）第３回定例会採択分：採択された請願なし

（４）第４回定例会採択分：採択された請願なし

8. 市民の声

(1) 請願・陳情・要望

市民から提出された請願、陳情及び要望等について、「市民の声」として受理し、市政に反映していきます。

【市民の声処理状況】

(単位：件)

内容分類 \ 担当部別	企画	総務	市民	環境共生	まちづくり	健康福祉	産業スポーツ	子ども	市立病院	教育委員会	選挙管理委員会	議会事務局	合計
くらし	20	7		1		5							33
・指定管理他													
都市計画					2								2
・審議会 ・区画整理他													
合計	20	7	0	1	2	5	0	0	0	0	0	0	35

主な内容

【企画部】

件名 (要旨)	回答内容 (要旨)	担当課
「行政庁としての指定管理者の処分」に対する「審査請求」について 自治法244条の4の規定があるが、指定管理者に摘要されるか。【地方自治法第244条の4(引用略)】ほか	引用されているとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の4は、「普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)」がした行政処分に関する規定ですので、適用されるものと認識しています。	企画経営課

【総務部】

件名 (要旨)	回答内容 (要旨)	担当課
市長は、請願に対する回答義務があることを、明らかにすることを求める件について	請願法5条のとおり、請願法に適合する請願については、受理及び誠実な処理の義務があるものと認識しております。	政策法務課

【まちづくり部】

件 名 (要 旨)	回答内容 (要 旨)	担当課
令和5年3月23日に開催された豊田南土地区画整理審議会について議事録の公開まで3か月以上を要している。審議会開催から議事録公開までの期間を短縮すること。	議事録の公開までに必要な作業と期間については、以下のとおりと考えます。 1. 市が土地区画整理事業の業務委託を行っている公益財団法人東京都都市づくり公社が審議会議事録作成のため委託する業者が、議事録原稿を作成し市に納入するまでの期間 2. 納入された原稿を市職員が確認し、審議会当日に録音した音声データを参考に誤記等の修正作業を行う期間。また公開の用に供するため個人情報に係る部分を非公開とする作業を行う期間 3. 上記までにより作成した議事録原案及び公開用議事録原案について議事録署名委員及び審議会会長による内容の確認を受け、署名及び押印の上、市に返送されるまでの期間 4. 上記までにより作成した議事録について市内部での決裁を受け、市ホームページ並びに市政図書室に備え付けられるまでの期間	区画整理課

件 名 (要 旨)	回答内容 (要 旨)	担当課
過去、市担当職員と取交した約束(契約)について、違法(無効)と考えるのなら、どの点にどのような問題があり、なぜ違法(無効)なのかその法的根拠と責任の所在を明確かつ丁寧に説明してほしい。違法でない(有効)と考えるなら、「契約は有効である旨」を明確に表明し、契約内容を歪曲することなく覚書等による正式な方法で直ちに文書化した後、速やかに締結するよう担当者に指示してほしい。	ご要望のあった「過去の担当職員との約束(契約)」につきまして、過去の経過を確認し、約束の内容やその有効性については法務担当部課により違法性の有無や法的根拠を確認した上でご回答差上げたいので、お時間をいただきたく存じます。	区画整理課

【健康福祉部】

件 名 (要 旨)	回答内容 (要 旨)	担当課
「福祉事務所長を置く」旨の規定がある例規名を明らかにすることを求める。	本市において、「福祉事務所長を置く」旨の規定がある例規はありません。	福祉政策課

件 名 (要 旨)	回答内容 (要 旨)	担当課
高齢期に関する要望	物価高騰、国民健康保険証、年金、新型コロナウイルス対策、介護、生活保護、福祉などに関する12項目の要望に回答。	高齢福祉課ほか

(2) 市政にひとこと（カード・Eメール）

市民から寄せられたご意見・ご要望・苦情等を伺い、市政に反映していきます。

部門別では環境共生部（121件）が一番多く、続いてまちづくり部（72件）、健康福祉部（61件）となります。

【市政にひとこと処理状況】

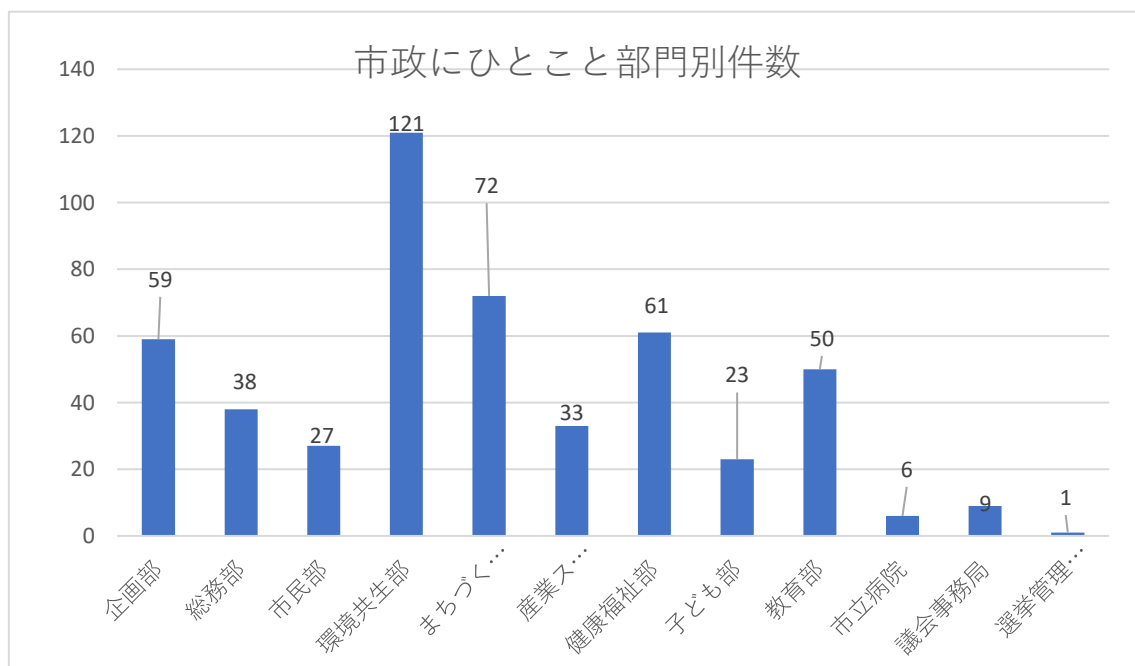
（単位：件）

部 門 別	カードほか	Eメール	計
企 画 部	6 (1)	53 (24)	59 (25)
総 務 部	8 (3)	30 (9)	38 (12)
市 民 部	8 (0)	19 (9)	27 (9)
環境共生部	14 (10)	107 (41)	121 (51)
まちづくり部	15 (6)	57 (24)	72 (30)
産業スポーツ部	8 (7)	25 (13)	33 (20)
健康福祉部	14 (11)	47 (30)	61 (41)
子 ど も 部	2 (1)	21 (9)	23 (10)
教 育 部	12 (1)	38 (21)	50 (22)
市 立 病 院	2 (1)	4 (1)	6 (2)
議会事務局	0 (0)	9 (1)	9 (1)
選挙管理委員会	0 (0)	1 (1)	1 (1)
合 計	89 (41)	411 (183)	500 (224)

※()内「要回答」受付件数。

注：部門別件数は項目を整理した件数で、複数の部にまたがったものが含まれます。

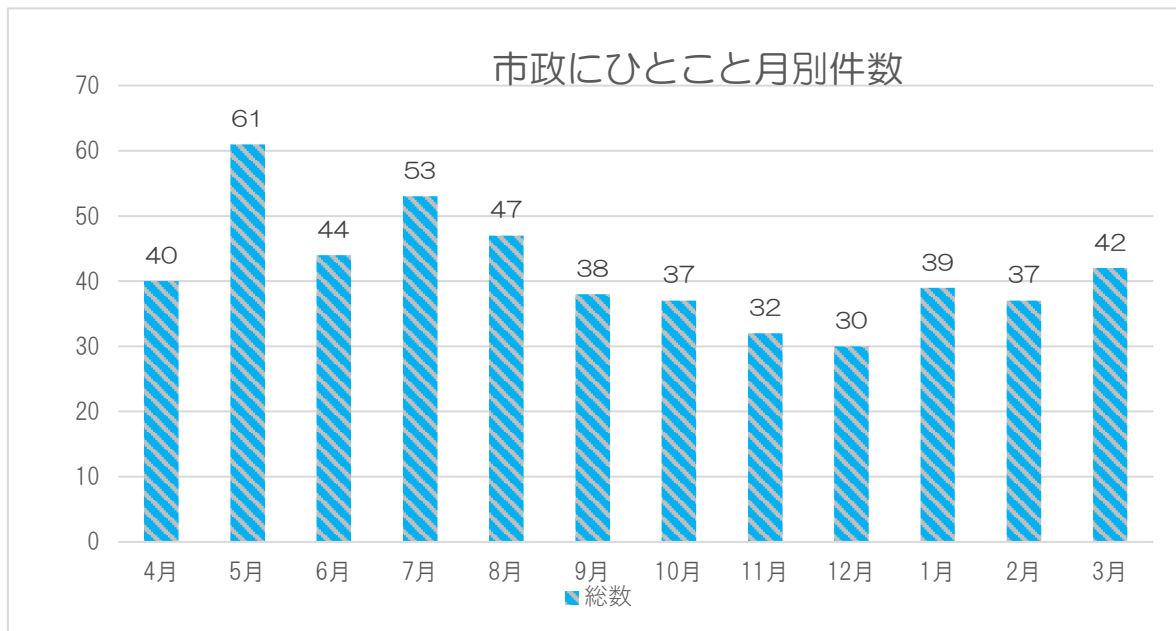
【市政にひとこと部門別件数】



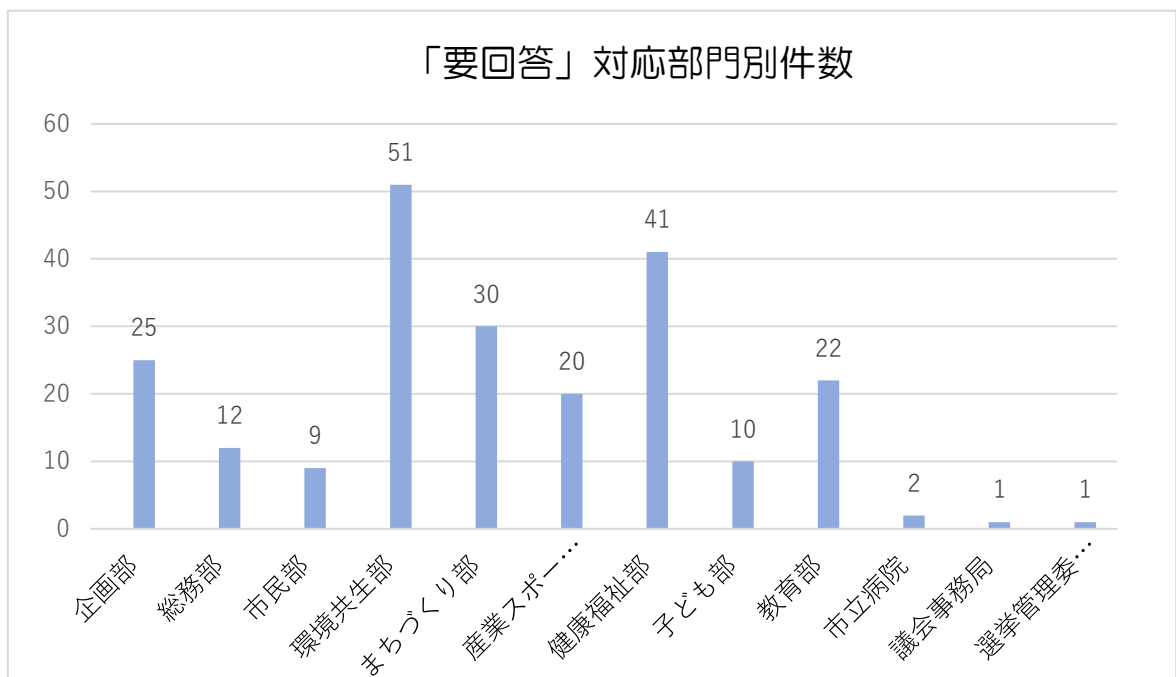
【市政にひとこと月別件数】

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総数	40	61	44	53	47	38	37	32	30	39	37	42	500



【市政にひとこと「要回答」部門別件数】

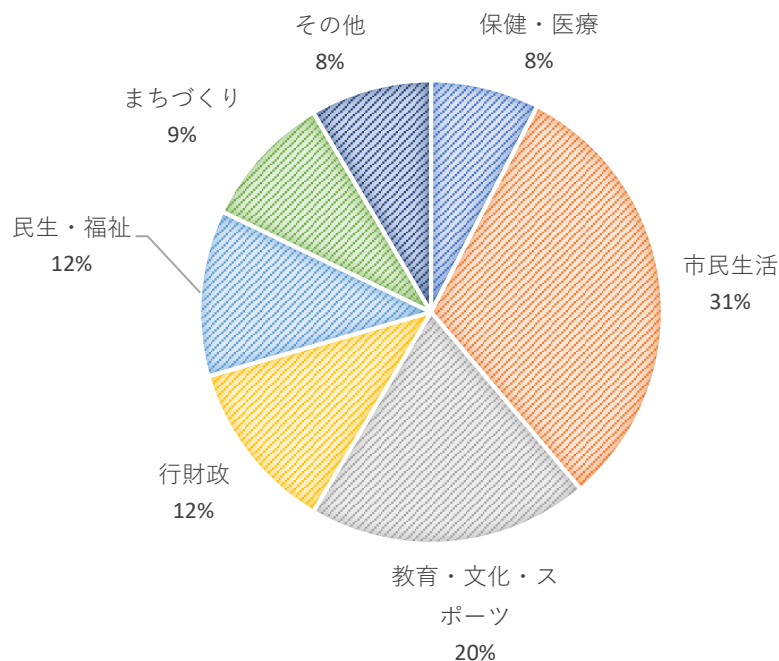


【「要回答」項目別集計】

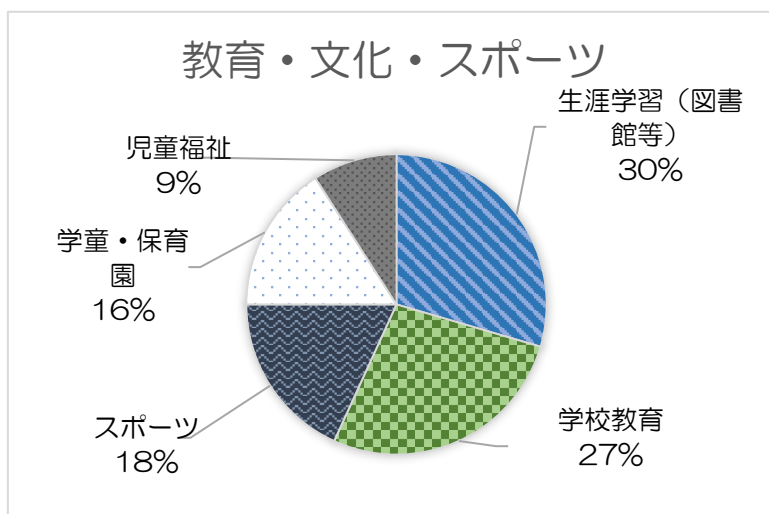
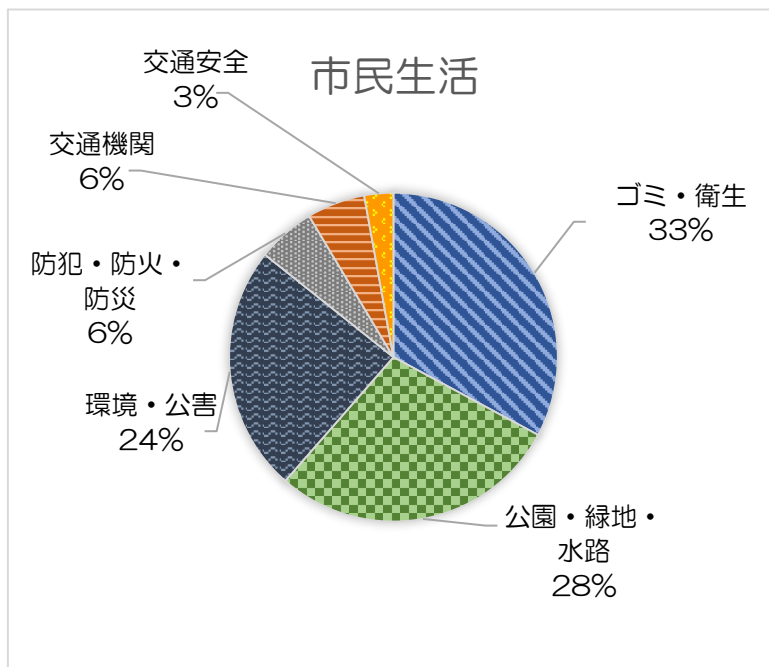
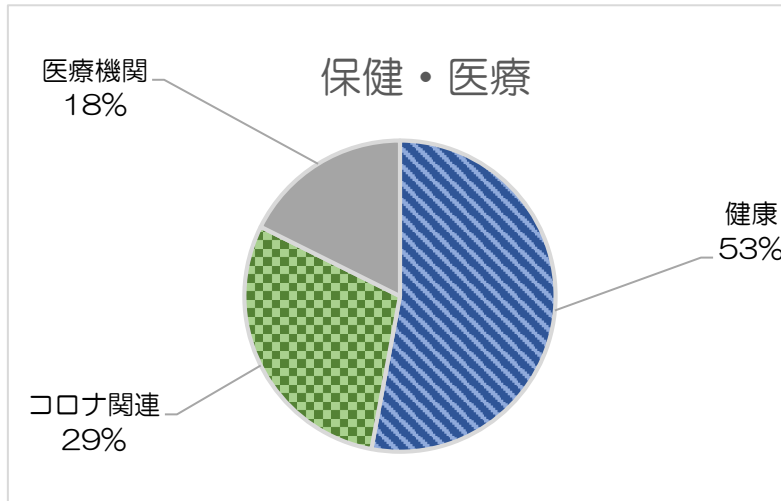
(単位：件)

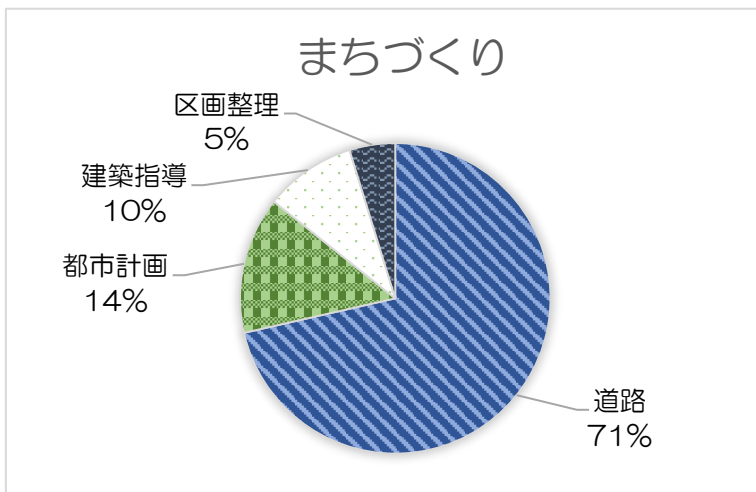
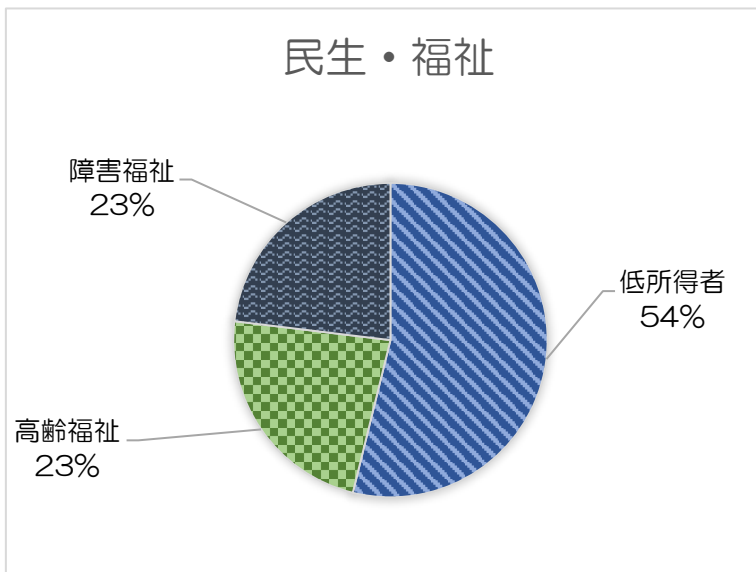
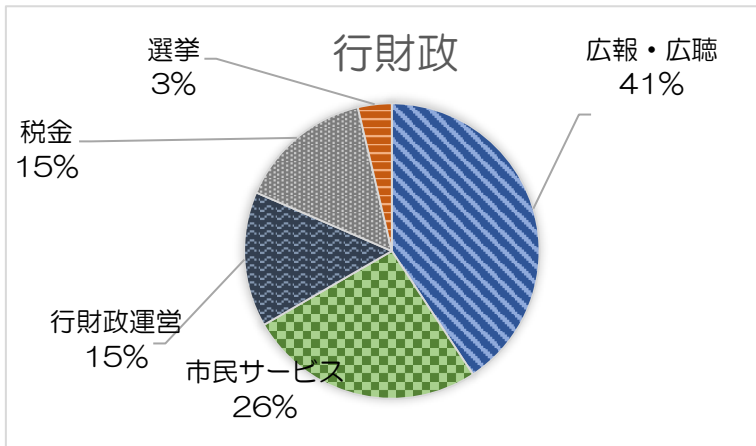
	意見・要望の内容（要回答）				項目合計
項目		件数		件数	
保健・医療	健康	9			17
	医療機関	5			
	コロナ関連	3			
市民生活	環境・公害	17	交通安全	2	70
	防犯・防火・防災	4	交通機関	4	
	公園・緑地・水路	20			
	ゴミ・衛生	23			
教育・文化・スポーツ	生涯学習（図書館等）	13	児童福祉	4	44
	学童・保育園	7	スポーツ	8	
	学校教育	12			
行財政	市民サービス	7	税金	4	27
	行財政運営	4	選挙	1	
	広報・広聴	11			
民生・福祉	高齢福祉	6	低所得者	14	26
	障害福祉	6			
まちづくり	道路	15	都市計画	3	21
	区画整理	1	建築指導	2	
その他	その他	25			19
合 計					224

「要回答」項目別比率



【「要回答」項目別内訳】





【市政にひとこと「要回答」 主な内容】

【企画部】

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【生活上のお願い】 公共施設（病院など）のお手洗いの水を流す場所がまちまちです。なるべくなら自動で流せるようにしていただきたい。私は光の家の中の「神愛園」に住んでいますがコロナ時代になりガイドヘルパー（有料）が来ていただけず、でかけられていません。無指定の方でもいいので来ていただける方を募集していただけませんか？	相談者様にはご不便をお掛けしており、申し訳ございません。各公共施設のトイレにつきましては、その施設毎で管理を行っております。そのため、より具体的に施設名を挙げて頂けますとその施設からより具体的なお答えを致しますのでお手数をお掛けしますが、改めて教えて頂ければと存じます。一般的には各施設で設置している便器のメーカーが違うこともあり、その機能にも違いがございます。ご指摘のとおり、水を流す際のレバーの位置や形状もメーカーにより違いがあり、設置した時期によっては同じメーカーであっても違いがございます。ご意見にございますように、最近では自動で水が流れる便器もございますが、かなり高額な商品となっております。ガイドヘルパーは、サービスを提供する自治体によって利用条件が違います。相談者様は日野市とは別の自治体がサービスを提供しているため、日野市では分かりませんが、コロナも落ち着いてきており、コロナ以前にガイドヘルパーを利用していたのであれば、同じように利用ができるかと思います。初めてガイドヘルパーを利用する場合は、神愛園の職員にも相談しながら、詳しいことは相談者様のサービスを提供している自治体へお問い合わせいただきますようお願いいたします。課題であると認識しています。	企画経営課ほか

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【フリーWi-Fiの設置について】 市施設のフリーWi-Fiについて、市のHPで検索すると、JR日野駅・JR豊田駅・京王線高幡不動駅・日野宿本陣・新選組のふるさと歴史館の6か所が出てきます。他にも使用できる施設があると思うのですが、HPは更新されないのでしょうか。市役所内や各交流センターなどでもフリーWi-Fiが使えるととてもありがたいのですが、今後設置を進める計画はありますか。	1. フリーWi-Fiが利用できる施設のHPについては、掲載するように改善します。 2. 市役所内や各交流センターなどにフリーWi-Fi設置の計画は現在、ありません。なお、地域協働課では、地域活動等で利用するモバイルWi-Fiルーターの貸し出しを行っています。	情報政策課ほか

【総務部】

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【日野市の視覚障害者雇用と視覚障害者への支援の拡充について】 障害者でも視覚障害の人をなるべく本社員にしてください。視覚障害の人は1度教えると確実にマスターできます。僕が言いたいのは視覚障害者の雇用が少なすぎます。物価の上昇のため、今まで決めた補装具や日常生活用具の金額を上げてもらいたい。ガイドヘルパーの時間を20時間増やしてもらいたい。都心のほうは70時間でも足りません。ガイドヘルパーの時間を20時間増やしてもらいたい。日野市は都心に出る時間がかかり、バスの本数が減ったりしているので時間がかかります。（回答は点字でください）	●日野市の視覚障害者雇用について 日野市では、任期付職員という正規職員の職種で採用を行っています。障害種別は問わず募集しています。現在、日野市でも視覚障害のある職員が、正規職員として活躍しています。引き続き、障害者雇用の推進に努めてまいります。 ●視覚障害者への支援拡充（装具や日常生活用具の増額および同行援護（ガイドヘルパー）の時間数増）について 補装具につきましては、国の基準に従って支給となりますので、市独自で金額を変更することはできません。日常生活用具については、市で金額を設定しておりますが、近隣市との均衡を考慮に入れながら各市とも同じような金額に決めている状況です。物価上昇に伴う金額変更につきましても、近隣市の動向を鑑みながら決定してまいります。同行援護（ガイドヘルパー）の時間数につきましては、市で支給決定基準を定めているところであります。こちらにつきましても近隣市の動向を考慮に入れており、今後も同様に支給時間数を決定してまいります。	職員課ほか

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【本庁舎における点字ブロックについて】 本庁舎1階市民相談窓口課④前の点字ブロックの件でお願いがあります。発券機から、左側障害福祉課へ向かう際に4番届出総合窓口で点字ブロックがとだえています。その上、6番届出総合窓口の前には青い囲いがあり、目の不自由な方がぶつかってしまったこともありました。点字ブロックの役目が果たせていないと思います。早急に延長をご検討ください。よろしくお願いいたします。	●点字ブロックの設置につきましては、日野市ユニバーサルデザイン推進条例にて整備基準を定めており、「道等から案内設備や案内所」までの経路に、点字ブロックの敷設又は音声等による誘導設備を設置することとしております。このため、日野市役所本庁舎におきましては、歩道から案内所となる「市民相談窓口」までに点字ブロックを設置しております。 ●市民窓口課6番届出総合窓口前にある青い囲いにつきましては、マイナンバーカードをお渡しする際に暗証番号を設定する場面があり、背後からののぞき見を防止する目的で囲いを置いているところでございます。このたびの件を受けまして、重要な情報の保護と安全な通行を両立できる対策を検討させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	財産管理課ほか

【市民部】

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【固定資産税引き落とし口座を増やして欲しい】 どの銀行の口座にも対応して欲しいというのが希望ですが、難しいなら東京スター銀行を使えるようにしてほしいです。ご検討をお願いします	現在、市税の口座振替の取扱いができる金融機関については、日野市と協定を結んでいる15行の金融機関のみとなっております。対象金融機関を増やす件につきましては検討課題として認識しており、加藤様からのご意見につきましてはご要望として承りたく存じます。なお、東京スター銀行は銀行自らの申し出により日野市との協定を解除した経緯があるため、現状ではご要望に沿うことができません。	納税課

【環境共生部】

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【可燃ごみ袋の耐久性について】 細かいことですが、最近、可燃ごみの袋がちょっと入れるだけで直ぐに裂けてしまい、使い物にならない事多く、低コストで作るのもいいですが検討ください。	可燃ごみ袋の使用に際しましてご迷惑をおかけいたしまして大変申し訳ございません。お手元に裂けてしまった可燃ごみ袋がありましたら、下記担当者までご連絡をお願いいたします。直ちに回収に伺った上で、製造業者に原因を調査し改善するよう指導してまいります。「ごみ袋製造等業務委託」につきましては、品質、強度、伸びにつきましてJIS規格に適合する強度を保つよう指示をしております。また年1回ごみ袋の品質検査を第三者検査機関で実施し、袋の品質等には細心の注意を払っております。	ごみゼロ推進課

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【粗大ごみ収集について】 ふれあい収集が出来ないと困っています。今まで出来た事がなぜ出来なくなったのでしょうか。市報にも記載無く親族が市に居るだけというのは無理です。戸建ての方は玄関ですみませんが「マンション」の人は集積場まで行かなければならず本当に困ります。一人住まいの人にはもっと配慮して下さい。住いいい街とはいえません。私88歳一人暮らしです。身体障害者4級。	日野市では粗大ごみを排出される方がご自身で収集場所に排出していただくことを原則としており、下記の条件の中で粗大ごみのふれあい収集を行っています。 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②身体障害者手帳1・2級をお持ちの方のみの世帯 ※自ら運び出すことが困難で、身近な方からのご協力を得られない場合に限りです。 このことについては毎年全戸配布している、ごみ・資源分別カレンダーにも記載しており、希望される方でも市内近郊に家族やご協力していただける方がいらっしゃる方はふれあい収集をお断りしています。今回は粗大ごみ収集事業者が聞き取りの際に、市内にご家族がいらしやることが判明したため、ふれあい収集をお断りさせていただきました。排出についてはご家族やヘルパーの方にご相談いただけますようお願いいたします。	ごみゼロ推進課

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【PFAS問題と市内検査】 最近PFAS有機フッ素化合物が問題視されていますが、日野市も検査しないのでしょうか？	現在、WHOや各国において、PFASのうちPFOS及びPFOAの毒性評価情報が収集されています。国内においては、令和2年4月1日にPFOS及びPFOAが水環境中での「要監視項目」、水道中の「水質管理目標設定項目」として位置づけられ、指針値（暫定目標値）は「PFOS及びPFOAの量の和として50ng/L以下」とされています。 一方で現段階では環境基準が定められているわけではなく、国としても毒性評価情報を収集している段階にあります。この段階で、市として影響等を評価することができる状態ではないため、PFASの検査を行う予定はございません。水道を所管する東京都水道局が公表している水質試験結果によれば、各家庭の蛇口から供給される水道水は最終的に川からの原水とブレンドしたものであり、ブレンド後の水道水としての水質は基準を満たしており問題ないとの回答を得ております。地下水に関しても東京都が現在「公共用水域及び地下水の水質測定計画」により、都内各地の井戸水等の調査を行なっておりますので、その結果を踏まえ、都や周辺の自治体とも連携し、情報収取・実態把握に努めてまいります。東京都や国の動きを注視しつつ、市民の健康と安心・安全のため、情報収集に努めてまいります。	環境政策課

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【路上喫煙について】 駅の近くの八坂神社の近くの細い通りで路上喫煙する人が目立ちます。「ここで喫煙しないでください。」という張り紙を何度か見かけましたが、少し立つと剥がされていました。塾に行く途中の道なので通らざるをえません。ネットで調べましたが、嫌煙権はありますが、よく聞く喫煙権というものはないそうです。ならば尊重されるべきは健康に関わる権利なのでは？あそこは喫煙所として認められているのでしょうか？対応をお願いしたいです。	日野駅に以前設置されていた公共喫煙所を撤去した結果、駅周辺での歩きタバコや吸い殻のポイ捨て等について、ご意見を多数頂戴しております。ご指摘いただいた道の喫煙所につきましては、タバコ店の店主が灰皿を設置しているものであり、店主には何度かご意見についてお話をしたうえで、灰皿の撤去を求めています。東京都受動喫煙防止条例では、特定の施設の屋内を禁煙としており、屋外につきましては現状規制することができない状況です。また日野市では路上喫煙等を規制する条例を制定検討中のため、規制することができません。そのため現在喫煙者而非喫煙者の共生を目的として日野駅に公衆喫煙所の設置と路上喫煙禁止条例の制定に向けて検討を進めております。	環境政策課

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【公園の遊具について】 子育てについて、市内の公園の遊具が古いため新しくして欲しいです。小さな1歳くらいの4～5歳くらいまでの未就学児が安全で楽しく遊べるようなものがあると嬉しいです。市外に行って遊んでいるのが現状です。	日野市内におきましては、日野中央公園（神明二丁目13番2）にインクルーシブ遊具を新設し、令和5年5月15日に利用を開始しましたので、ぜひ足を運んでいただけますと幸いです。対象年齢が3歳から6歳の幼児用ブランコや、親子で一緒に滑ることができる幅の広いすべり台等を設置しました。遊具周辺は転んでもケガをしにくい、柔らかいゴムチップ舗装になっておりますので、安全に遊んでいただけます。遊具の写真や詳しい整備内容は日野市のホームページに掲載しております。各地域の公園につきましては、順次整備を検討しておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。	緑と清流課

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【公園整備及び道路植え込み雑草刈込について】 日野市の公園や道路の植え込みのメンテナンスが良くないと感じています。本来ならば、子供達の遊び場だったり市民の憩いの場であるべき公園が鬱蒼と繁った雑草に覆われ、衛生面及び防犯上、非常によろしくない。道路脇や植え込みの雑草は車の通行の妨げになるほど車道にはみだし車両運行上危険な状況。管理責任の管轄や刈り込みのタイミングなどご事情はあろうかと存じますが、近隣する他の市に比較すると日野市のそれは大変悪いと感じております。善処を期待いたします。	公園や道路の植込みの管理については、原則、年に1～2回程草刈りや刈込みを実施しています。限られた予算・人員で草刈り等の維持管理をしているため、作業を行うまでの間に草が繁茂してしまうという現状の課題があります。このような場所については、危険性が高い現場から優先的に対応を行い、草刈りの回数を増やすといった検討もしております。限られた作業回数の中でより安心安全な維持管理ができるよう取り組んでまいります。危険な箇所等ありましたら、対応を行いますので、お知らせいただけると幸いです。	緑と清流課

【まちづくり部】

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【高幡不動駅前バスターミナルについて】 7月3日のバス乗車口の変更にもない、帝京大学、聖跡桜ヶ丘行の⑤番乗り場が新設されました。乗車口変更の事情は理解しておりますが、乗り場には屋根がなく、荷物置き、腰かけ程度のベンチもなく、利用者として毎日不便を感じております。現在のサツキ？の植え込み、古びたベンチ類を含め、⑤番乗車口周辺の整備を切に要望します。	高幡不動駅5番バス停の上屋やベンチに関しまして、当バス停の新設は京王バスがロータリーの混雑解消のために設置したものでございます。つきましては、京王バスにご要望をお伝えし、バスご利用者の皆様のみならず、バス停周辺の皆様のご意向を踏まえ、最善策を導き出すよう市としても働きかけを行って参ります。植栽帯の管理については、8月上旬から中旬に、業者による刈込・除草を予定しております。また、既存のベンチについては、古びておりますが機能的には満たされているため今後も適正管理に努めてまいります。なお、ベンチに付属する物置部(駅に一番近いベンチに付属)の木板欠損については、補修を行います。	都市計画課

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【道路台帳、下水道台帳等について】 いづつクラウド化され、電子閲覧できるようになりますか。1日でも早く、電子閲覧できるようにするべきではありませんか。	●道路台帳について 日野市のホームページにおいて、道路台帳平面図及び道路認定図を公開しておりますのでご参照ください。 ●下水道台帳について 今年度からWEB公開システムの構築に取り組み、令和6年度中の運用を目指しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。	道路課ほか

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【自転車ユーザーの歩道での危険走行について】 歩道を走行する自転車ユーザーの危険運転やマナーの悪い運転に日常的に多く遭遇するのが気になります。特に多いのが、歩道で接近に気づいていない私に対して後ろから「すみません」のような声かけも一切せずに、私の横スレスレを追い抜いて行く危険運転です。また、「そこをどいて私を先に行かせて」という意味で後ろから私に対してベルを鳴らし私が一歩横に避けても「すみません」のような言葉もなく無言で追い抜いていく自転車ユーザーにもよく遭遇します。場所としては、川崎街道の日野消防署高幡出張所のある十字路から野猿街道との交差点までの区間に多い印象です。できれば川崎街道のこの区間に「歩道は歩行者が優先です」「歩道で自転車に乗る人は歩行者の安全に配慮した運転をする義務があります」といった注意書きの歩道上へのペイントや看板の設置などをお願いしたいです。また、できればこの区間以外でも日野市内のなるべく多くの歩道にこのような注意書きを新設して欲しいですし、警察の方々にも危険運転をする自転車ユーザーに対する注意・取り締まりを強化していただきたいです。	日野市としても自転車走行者のマナーの悪い運転が多いことは認識しており、対応に苦慮しているところです。最近では多摩川・浅川沿いの市道において危険運転が多いことから、注意喚起の看板を設置しています。今回ご指摘のありました川崎街道は都道でありますので、東京都の方へ情報提供いたします。また、警察の方へも情報提供するとともに自転車マナー向上のために連携して対応してまいります。	道路課

【産業スポーツ部】

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【日野市の農政について】 農地が急速に減り、宅地化が一層進んでいることに対し、危機感を感じる。子供達の教育の場、地産地消の推進や学校給食への普及、生産緑地の指定など農と暮らしが密接に結びつき、心豊かになる市政を展開してほしい。上記を實踐し、全国でも屈指の都市農業を展開する日野市になってほしいと切に感じます。	農地は、生産の場としてだけでなく、防災や自然環境の保全や教育等、多面的な役割を果たしており、市民にとって大切な存在です。日野市では、農地をできる限り保全し、次世代に繋げていきたいと考えております。しかしながら、日野市では宅地化等が進み、農地は年々減少しております。農地が減少している理由として、農業者の高齢化や後継者不足のほか 都市部では高額な相続税を支払うために農地を手放さざるを得ないという問題があり、農地の減少を食い止めることが非常に難しい状況です。日野市では、第3次日野市農業振興計画・アクションプランに基づき、農地保全につながる様々な施策を実施しているところです。農地に関する相談窓口を設け、十分に活用されていない農地を新規就農者や意欲の高い農業者へ貸借できるよう、手続きを支援することも行っています。 今年度は、第3次日野市農業振興計画策定から10年目になるため、次期計画として第4次日野市農業振興計画の策定作業を行っております。次期計画でも様々な主体との連携のもと、農業振興をすすめてまいります。	都市農業振興課

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【スマートウォッチの着用について】 日野市民プールでのスマートウォッチの着用について、現在、スマートウォッチの着用は禁止されていますが着用の認可をしてほしいです。昨今、運動するにも運動強度、運動量、消費カロリー、水泳距離や心拍数等々を表示するスマートウォッチなるものがあり、運動する各個人の目安や指標として使われています。スマートウォッチは貴金属でもないです。時代の流れと共に臨機応変に変更していくことも必要かと思いますがいかがなものでしょうか？他の自治体ではこのような市民の声を受けて許可されているところが増えています。是非、検討ください。	現在、日野市民プールではスマートウォッチの着用は、他の利用者と接触した際の怪我の防止やカメラ機能での盗撮の防止等の理由により禁止しております。一方で、投稿者様のおっしゃる通りスマートウォッチの使用によって運動の質を向上させ、需要も高まってきているところかと思えます。今後につきまして、前述いたしました懸念点について指定管理者と協議して参りたいと考えております。	文化スポーツ課

【健康福祉部】

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【带状疱疹ワクチンの接種助成金について】 带状疱疹のワクチンについて。5月にワクチン接種を1回目をしました。日野市では、残念ながら助成金制度が無いことを確認して、接種しました。1回目接種後2か月を目途に、これから2回目を接種予定です。助成金制度は、今年度からになりますか。8月から制度が行使できると、助成が受けられないということになりますか。	带状疱疹ワクチン接種費用の助成につきましては、市民の関心が高く、多くの問い合わせやご要望をいただいております。令和5年度より東京都の補助金として、带状疱疹ワクチン任意接種補助事業の交付が確定したことから、当該接種費用の助成に要する補正予算を6月の日野市議会にお諮りしているところでございます。そのため、助成開始は早くとも8月以降となる見込みです。水野様におかれましては、助成制度が開始される前に接種された費用は、誠に申し訳ございませんが助成対象とはなりませんので、ご容赦いただきますようご理解をお願い申し上げます。	健康課

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【敬老の日のお祝い金について】 日野市は何故老人への敬老の日のお祝い金を止めたのか。例えば、新宿区では古希5千円、喜寿7千円、米寿1万円、長寿3万円が支給され、最近の物価高に対して物価高対策臨時給付金として年収300万円以下の家庭に一律3万円が支給されます。日野市にはどれも無い。前副市長関連やその他の無駄遣いで金がないのか。市長は如何に考えるのか。	●敬老祝い金について 高齢者の人口は年々増加しており、令和4年度当初時点の100歳到達予定者は60名でしたが、令和7年には200名を超えることが予想されております。今後も対象者は増加することが見込まれ、お祝い事業の継続を行うために、お祝い金を廃止し、記念品（商品券）の贈呈へと変更いたしました。事業を継続していくための対応となります。 ●臨時給付金について 日野市では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として、令和5年度住民税均等割非課税世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる非課税世帯を含む）、非課税世帯以外の生活保護受給者や家計急変世帯（予期せず病気やケガ、退職等により収入が非課税相当まで減少した世帯）等に対し、1世帯当たり3万円の給付を行います。	高齢福祉課ほか

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【ストーマの装具の補助金について】 装具の一部が値上がりしているので、その補助金の見直しを要望。又、令和6年度一年分を自己申告になって変更になった理由について回答を求める。	ストーマ用装具の給付基準額については、国からの提示額を参考に近隣市の動向を考慮に入れながら決定してきました。消費税の増税や昨今の物価高騰による社会情勢を鑑みてのご要望であることは理解しておりますが、ストーマ用装具の給付基準額は、今後の近隣市の動向を見極めて、地域の均衡を図りながら決定してまいります。また、申請についてですが、ストーマ用装具の支給は、日野市日常生活用具費助成事業実施要綱に基づいて実施しております。本要綱によれば、助成を受けようとする方は、申請書を提出することになっております。今年度分までは、自動で更新手続きを実施していましたが、来年度分の更新より、この事務手続きの見直しを行い、本要綱に則った手続きとさせていただきます。	障害福祉課

【子ども部】

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【児童手当の所得制限について】 東京都内の多くの自治体で同 手当の所得制限がなくなっ ているにも関わらずどうして日 野市はまだ所得制限があるの ですか？また、今後所得制限 を無くす見通しや、無くすた めの政策をお考えかどうか教 えて下さい。	国の制度である児童手当制度は、児童手当法に基づき実施されたとおり、児童手当の支給についての所得制限は法令で定められております。 現在、国において児童手当の拡充について議論されており、国の法改正に基づき、対応してまいります。	子育て課
【保育課保育課窓口の土曜開庁及び保育施設入所決定後の復職条件について】 共働き世帯が多い、現代でなぜ土曜開庁していないのでしょうか？保育園の申し込み時の混雑の時だけでなく、土曜開庁をするべきだと思います。そして、保育園の申し込み時の雇用形態と復職した際の復職証明書の雇用形態の記載が同条件でなければ、保育園を退園と言うシステムを撤廃してください。これは、子どもにとっても、その世帯にとっても何のメリットもありませんし、デメリットしかありません。退園したことによって、一時的に待っていた人が入って入っていた人が出ていくだけで根本的なところは、何も解決していません。そして、多様な働き方がある現在でナンセンスです。派遣社員の勤務体系に考慮する必要があると思いますし、0歳から預けることに対しても、2歳3歳4歳5歳とは訳が違うということ、そういう点でも考慮するべきです。0歳は特に、保育園からの呼び出しが多くフルタイムで申し込んだからといって、フルタイムで復帰するのはよほど恵まれた雇用環境でないと不可能です。保育課ならそれぐらい考慮するべきです。子どもにとっても、保育園は1つの大切な居場所であり、友達や保育士への信頼、自分の成長につながる大切な環境なんです。それを復職証明書と同条件じゃないからといって退園させるなんてひどすぎます。待機している児童と言う手前の問題だけでなく、その先にどういう問題があるのかも考えてください。復職証明書と違うからといって、即退園と言う案内は子育てして保護者を追い込むのでやめてください。著しく、極端に労働時間が変更した場合に限りなど(8時間勤務から3時間勤務に変わった、週5日から週2日に変わったなど)と状況によって判断するべきだと思います。	●土曜開庁について 保育課窓口の土曜開庁については、現状、混雑時の4月1次申込の際の臨時開庁のみではありますが、申込手続き以外の手続きについては郵送対応を可能とし、また、電話での相談も実施しており、共働きの世帯の方でも出来る限り負担のないよう努めております。土曜開庁につきましては人員の配置も必要であり土曜開庁の需要も含め検討が必要であり、早急な対応は困難な為、ご意見として受け止めさせていただきます。 ●入所決定時の復職条件について 認可保育施設の育児休業中の方の申込条件として、入所が決定した場合は、利用を開始した月の翌月1日までに申込時の勤務先に同条件で復職していただくことを設定しており、その条件に同意していただいた上で受付をしています。これは、申込時の雇用形態、就労状況で指数付け、選考を実施しており、入所後に復職の雇用形態を短い時間等に変更してしまった場合、選考時に付けた指数と復職後の指数に差異が生じてしまい、本来入園出来るはずであった方が入園出来ない事態が発生する可能性があるためです。しかしながら、派遣社員の方につきましては、育児休業前の職場に復職できることが、必ずしも保障されている訳ではなく、同条件での復職についての条件が厳しいことは把握、理解しております。様々な働き方や雇用形態がある中で、いただいたご意見も含めどのような形で復職の条件を設定していくのか令和7年度保育施設の申込に向けて検討、協議をしていく予定です。	保育課

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【日野第三小学校前路上駐車について】 校門前の車での送迎車の数が凄くて脇から出るとか本線が全く見えなかったり路線バスの妨げであったり非常に危険な状態なんですけど。学校行事や土日のサッカー、野球であったり学童の迎え時間だったり。酷い時など反対車線とかにと停車とか非常に危険であり迷惑なんですけど。以前にも同じ内容で問い合わせしたところ暫くはよかったのですがここ最近あまりにも酷いので何とかならないのかと思います。早急の改善求めます。	日野第三小学校では保護者に対し、原則として自動車での来校を禁止しています。救急対応等の際には、学校が指定の場所に自動車を停めるよう、個別にお知らせをしています。御指摘をいただきました、●学校行事、●学童の迎え等、●土日のサッカー・野球等については、以下のとおり対応します。 ●学校行事について 教育指導課から、学校に対し、学校行事を含めた文頭の原則事項について改めて保護者に周知するよう指導しました。学校は、保護者に対し、1月末に発行する学校だより等で、原則として自動車での来校を禁止する旨を再度周知します。 ●学童の迎え等について 学童の管理責任者は子育て課となります。子育て課は、学童を利用する保護者に対し、学校利用と同様自動車でのお迎え等を禁止している旨、再度周知します。 ●土日のサッカー・野球等について 学校は、放課後や休業日等に、校庭や体育館の貸し出しを行っています。生涯学習課は、生涯学習課は、校庭や体育館を借りる団体に対し、自動車での来校を禁止しておりませんが、学校が指定の場所に自動車を停めるよう、周知しております。御指摘を受け、「自動車は駐車場以外に乗り入れないこと。近隣に迷惑を掛けまいよう配慮すること。荷物の積み下ろし等、道路に車を止めるときは短時間に留めること。」を再度周知、指導します。日野市教育委員会では、いただいたご意見を参考に、様々な施策を検討してまいります。	教育指導課

ご意見（要望）	回答内容（要旨）	担当課
【小学校入学前の保護者に対して、行き渋りや不登校対応に関する知識・情報を事前に提供することについて】 本年7月から居場所づくりを始め、市内外で居場所づくりをされている方々、今まさに子供の行き渋りや不登校で悩んでいる保護者の方と話す機会がたくさんありました。その中で、「発達特性のことや、学校や行政の相談窓口、不登校に対する考え方についての知識や情報を知っていればよかった」と話す保護者の方の声を多く耳にしました。私自身も、無知であったが故、娘との関係をこじらせ傷つけ合い、修復までの長い期間苦しんだ一人です。そうした経緯から、下記のとおり要望いたします。 ●要望の趣旨 小学校入学前の保護者に対して、行き渋りや不登校対応に関する知識・情報を事前に提供してほしい ●要望の理由 多くの場合、親はなんの知識も情報もないまま、子供の行き渋りや不登校に直面します。いざ子供が行き渋りを始めても、対応策も相談先もわからず、なんとか子供を学校に戻そうとします。親は心ない言動で子供を傷つけ、子供は自分を責め心も体も壊してしまいます。元気をなくしていく子供の姿を見て、親は行き渋りや不登校に関する情報を集め、学校側と連携をとろうとしますがそのときには親子とも疲弊しており、後手後手になってしまうケースがほとんどです。入学前に行き渋りや不登校についての情報を得ておくことで、いざ子供が行き渋りを見せたとき、「あのとき言っていたのはこのことか」と思い出し、適切な声かけができれば、親子が傷つけ合い心をすり減らしていくのを防ぐことができるのではないのでしょうか。そして、早期に学校に相談し、エールとつながることで、専門的・組織的に対応ができ、結果として、早期に復学、もしくは、行かないという選択を尊重できるのではないかと思います。不登校児童数が増加の一途をたどる現状にあって、自分の子どもがいつ「学校に行きたくない」と言い出すか、他人事ではありません。入学準備の一環として、すべての保護者が、行き渋りや不登校に対する事前の知識や情報を持っておく必要があると思います。 ●具体的なイメージ (1)時期 入学前の学校説明会にて (2)実施者 えーるSSW、学校SC、不登校児の親 (3)内容 えーるSSW: 行き渋り・不登校について、対応方法、機関説明 学校SC: 学校での対応策、相談先の紹介 不登校児の親: 経験談、学校以外の居場所の紹介	日野市立教育センターは、令和5年11月に、不登校児童・生徒の相談窓口等の情報を提供するため、不登校支援パンフレット『学校が苦手な児童・生徒の保護者の方へ』を作成いたしました。日野市立小中学校の保護者あてに配信するとともに、日野市ホームページ及び教育センターのホームページに掲載し、市民に周知しています。ご要望の入学前の保護者に対し情報を広く周知できるよう検討してまいります。	教育センター

令和5年度(2023 年度) 市民相談の記録

令和6年(2024 年)11月発行

発 行 日 野 市

編 集 企画部市長公室

東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1

電 話 042(514)8094 (直通)